

介護福祉士養成施設 各位

江戸川区福祉部介護保険課
坂本 崇一郎

江戸川区介護福祉士育成給付金申請者の個人情報取り扱いについて

日頃より介護業界の人材育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。

江戸川区では、平成28年度より江戸川区内の介護人材の確保を促進することを目的に、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対して、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会に属する施設の入学又は修学に係る経費を育成給付金として交付しております。

給付金の交付対象者は、下記の要件全てを満たす者としておりますが、養成施設卒業後に向けた進路指導など養成施設にご配慮いただきたい項目が含まれております。

つきましては、江戸川区介護福祉士育成給付金の趣旨をご理解いただき、学生の申請書により、情報提供のご同意をお願いいたします。

1. 江戸川区介護福祉士育成給付金交付対象者の要件

次の要件の全てを満たす者

- ① 養成施設に在学中又は入学が決定していること。
- ② 養成施設を卒業後、5年以内に介護福祉士の資格を取得すること。
- ③ 養成施設を卒業後、1年以内に区内の介護事業所において介護業務に従事し、かつ、5年以上継続すること。
- ④ 国又は地方公共団体から介護福祉士の資格取得にかかる返還義務が生じない補助金等の交付を受けていないこと。

2. 養成施設における同意内容

- ① 貴校の介護福祉士を養成する学科に入学し、又は在学することを証明すること。
 - ② 江戸川区介護福祉士育成給付金の趣旨を理解し、申請者を支援すること。
 - ③ 江戸川区から要請があった場合は、就学状況や進路に関する情報提供をすること。
- 以上となりますので、ご理解並びにご協力のほど、よろしく願いいたします。

問合せ先 江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係 TEL:03-5662-0032 担当：儀保・高橋・横田
